

# 非自発的失業者に係る 国民健康保険税軽減の対象期間について

非自発的失業者(注1)については、  
離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、  
失業者の所得のうち給与所得を30/100として国民健康保険税を算定。

※ ただし、再就職して健康保険に加入する場合はその時点まで

		H21年4月	H22年4月	H23年4月	H24年4月	
対象期間 離職日		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
H20年度 以前	離職日 H20.4.1~ H21.3.30	非該当		施行日 H22.4.1		
	離職日 H21.3.31			H22年度末まで		
H21年度	離職日 H21.4.1~ H22.3.30			H22年度末まで		
	離職日 H22.3.31				H23年度末まで	
H22年度 以降			離職日 H22.4.1~ H23.3.30	離職日の翌日の属する月から H23年度末まで		
				離職日 H23.3.31		H24年度末まで
				離職日 H23.4.1~ H24.3.30	離職日の翌日の属する月から H24年度末まで	

対象期間(注2)は  
→ により表され、  
そのうち施行日以降で赤く  
塗り潰された期間において  
保険税が軽減される。

(注1)非自発的失業者：雇用保険の特定受給資格者及び特定理由離職者。  
(注2)対象期間：離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで。

# 非自発的失業者に係る 高額療養費の所得区分の判定とその適用期間

非自発的失業者に係る高額療養費の所得区分の判定については、  
離職日の翌日において所得判定を行い、  
その翌月診療分(※)から適用する。

対象期間	H20年度	H21年度	H22年度 8月	H23年度 8月	H24年度 8月	8月
離職日						
H20年度以前	離職日 H21.3.31	施行日 H22.4.1				
H21年度		離職日 H21.4.1~ H22.3.30				
		離職日 H22.3.31				
H22年度以降		離職日 H22.4.1~ H22.6.30				
		離職日 H22.7.1~ H23.3.30				
		離職日 H23.3.31				
		離職日 H23.4.1~ H23.6.30				
		離職日 H23.7.1~ H24.3.30				

所得判定は、所得のうち給与所得を30/100として行い、その適用終期は7月末とする。  
(赤:H20 黄:H21 青:H22 紫:H23の所得がそれぞれ反映される。)  
また、低所得(町民税非課税)世帯の判定は、世帯全員分(擬制世帯主、特定同一世帯所属者を含む)の所得合計額(非自発的失業者の給与所得は30/100として算定)が以下の所得基準を下回る場合とする。  
**33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×35万円**

( ) 離職日の翌日が1日であった場合は、その月からの適用となる。  
また、社会保険資格喪失で新たに国保世帯が形成された場合については、保険税軽減が開始される月から適用となる。  
(なお、上の図では、社保資格喪失で新たに国保世帯が形成された場合の高額療養費の所得区分の適用期間を表している。)